

# 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの 証明に係る事業者認定実施要領

岩手県木材産業協同組合  
平成24年8月31日作成  
平成24年8月31日公表

## 第1 目的

本実施要領は、岩手県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）が平成24年8月31日に作成し、公表した「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に関する岩手県木材産業協同組合の行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第2 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明」、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」により、木産協の認定事業者（以下「認定事業者」という。）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明、間伐材チップの証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 新規に認定を受けようとする事業者は、あらかじめ木産協が実施する「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者講習」を受講しなければならない。

3 本実施要領に基づく認定は木産協の会員を対象とし、会員以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

## 第3 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請書」を別記1-1で定める手数料とともに岩手県木材産業協同組合理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

## 第4 審査及びその結果の通知

- 1 理事長は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、指名する審査員で構成する審査会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査会は、提出された「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5の認定要件及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を行うとともに、必要と認められる場合は現地調査等を実施し、認定の可否を決定したうえで理事長にその結果を報告するものとする。
- 3 理事長は審査結果を申請者に速やかに通知するものとする。

## **第5 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者の認定要件**

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

### **(分別管理)**

- ① 合法性又は持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）、間伐材であることが証明された木材・木製品（以下「間伐材」という。）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス（以下「間伐材等由来木質バイオマス」という。）又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材・木製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材、間伐材等由来バイオマス及び一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められていること

### **(帳票管理)**

- ③ 合法木材、間伐材、間伐材等由来バイオマス及び一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること

### **(責任者の選任)**

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること

### **(GHG関連情報の管理等)**

- ⑥国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な管理場所を有していること。また、責任者が選定されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## **第6 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書の交付及び公表**

- 1 理事長は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を木産協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、継続して認定を受ける認定事業者（以下「継続認定事業者」という。）の場合は認定の日から2年とする。

ただし、新たに年度途中で認定した場合は、認定の日から継続認定事業者の有効期間の期限である3月31日までとする。

## 第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材・間伐材及び発電利用木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。  
GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取り扱い実績報告」により、合法木材・間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月10日までに、理事長あて報告しなければならない。
- 2 理事長は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立ち入り検査

理事長は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、理事長から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど木産協に協力しなければならない。

理事長は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施するものとする。

## 第10 認定事業者の取り消し

- 1 理事長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、認定事業者名等を木産協のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む）に虚偽があったとき
  - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき
  - ③ 理事長が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者としての要件に適合しなくなったとき
- 2 理事長は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 附 則

- 1 この実施要領は、平成21年5月11日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成24年9月1日から施行する。
- 3 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 (GHG関連情報がない場合)

## 合法木材、間伐材及び発電利用 木質バイオマス供給事業者認定申請書

令和 年 月 日

岩手県木材産業協同組合  
理事長 様

(申請者)  
事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：

貴団体の認定を得て合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明を行いたいので、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 創業年、従業員数 : (別添のとおり)
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添のとおり)
- 3 過去2年間の合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱実績内訳 (別記4の付表) : (別添のとおり)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況 : (別添のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針 : (別添のとおり)
- 6 その他 (注) : (別添のとおり)

### (注)

- 1 過去2年間の実績については、継続申請の場合のみ添付すること。
- 2 その他には、資格 (ISO、JAS等) を持っていれば記入してください。

別記 1 (GHG関連情報がある場合)

## 合法木材、間伐材及び発電利用 木質バイオマス供給事業者認定申請書

令和 年 月 日

岩手県木材産業協同組合  
理事長 様

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

貴団体の認定を得て合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明を行いたいので、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

### 記

- |   |            |
|---|------------|
| 1 創業年、従業員数                                    | : (別添のとおり) |
| 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量                     | : (別添のとおり) |
| 3 過去2年間の合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの取扱実績内訳 (別記4の付表) | : (別添のとおり) |
| 4 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等) の配置状況                | : (別添のとおり) |
| 5 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針                    | : (別添のとおり) |
| 6 その他 (注)                                     | : (別添のとおり) |

(注)

- 過去2年間の実績については、継続申請の場合のみ添付すること。
- その他には、資格 (ISO、JAS等) を持っている場合は記入してください。

## 別記 1 - 1

- 1 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る事業者講習手数料（すでに受講している事業者が再度受講する場合を含む）  
5千円（1名当たり）
  
- 2 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定手数料（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る事業者認定手数料も含む）

書類審査のみの場合	1万2千円
現地調査が必要な場合	実費

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請添付書

(素材生産・流通)

1 創業年 従業員数	年 月 日 名																																																												
2 素材の年間取扱数量	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">立木購入面積 (年間)</td> </tr> <tr> <td>スギ</td> <td>ha、その他広</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>ha 針パルプ用</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>ha 広パルプ用</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>その他針</td> <td>ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td colspan="3">素材購入量 (年間)</td> </tr> <tr> <td>スギ</td> <td>m<sup>3</sup>、針パルプ用</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>m<sup>3</sup> 広パルプ用</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他針</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他広</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">素材生産量 (年間)</td> </tr> <tr> <td>スギ</td> <td>m<sup>3</sup>、針パルプ用</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>m<sup>3</sup> 広パルプ用</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他針</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他広</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	立木購入面積 (年間)			スギ	ha、その他広	ha	アカマツ	ha 針パルプ用	ha	カラマツ	ha 広パルプ用	ha	その他針	ha			合 計	ha	素材購入量 (年間)			スギ	m <sup>3</sup> 、針パルプ用	m <sup>3</sup>	アカマツ	m <sup>3</sup> 広パルプ用	m <sup>3</sup>	カラマツ	m <sup>3</sup>		その他針	m <sup>3</sup>		その他広	m <sup>3</sup>			合 計	m <sup>3</sup>	素材生産量 (年間)			スギ	m <sup>3</sup> 、針パルプ用	m <sup>3</sup>	アカマツ	m <sup>3</sup> 広パルプ用	m <sup>3</sup>	カラマツ	m <sup>3</sup>		その他針	m <sup>3</sup>		その他広	m <sup>3</sup>			合 計	m <sup>3</sup>
立木購入面積 (年間)																																																													
スギ	ha、その他広	ha																																																											
アカマツ	ha 針パルプ用	ha																																																											
カラマツ	ha 広パルプ用	ha																																																											
その他針	ha																																																												
	合 計	ha																																																											
素材購入量 (年間)																																																													
スギ	m <sup>3</sup> 、針パルプ用	m <sup>3</sup>																																																											
アカマツ	m <sup>3</sup> 広パルプ用	m <sup>3</sup>																																																											
カラマツ	m <sup>3</sup>																																																												
その他針	m <sup>3</sup>																																																												
その他広	m <sup>3</sup>																																																												
	合 計	m <sup>3</sup>																																																											
素材生産量 (年間)																																																													
スギ	m <sup>3</sup> 、針パルプ用	m <sup>3</sup>																																																											
アカマツ	m <sup>3</sup> 広パルプ用	m <sup>3</sup>																																																											
カラマツ	m <sup>3</sup>																																																												
その他針	m <sup>3</sup>																																																												
その他広	m <sup>3</sup>																																																												
	合 計	m <sup>3</sup>																																																											
3 事業所の敷地、建物及び施設 (土場、倉庫等)の配置状況	別紙のとおり																																																												
4 分別管理、GHG 関連情報管理等及び文書管理方針書	別紙のとおり																																																												
5 その他																																																													

※ 素材生産、製材・木材加工及び製品流通について、2業態以上の業態を有する場合は、それぞれの様式について作成すること。

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定申請添付書

(製材、木材加工)

1 創業年 従業員数	年 月 日 名
2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量  ・プレカット業等で製材品を入荷した場合は、「使用原木量」を「使用製材品量」として記載	<p>製材（木材加工）工場使用原木量（年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スギ <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span>      ・ 針葉樹チップ <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ アカマツ <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span>      ・ 広葉樹チップ <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ カラマツ <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ その他（針） <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ その他（広） <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> </ul> <p style="text-align: right;">合 計 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></p> <hr/> <p>製品生産量（年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般建築材 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>（うち乾燥材）</span> <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ 土木用材 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ ラ ミ ナ <span style="float: right;">m<sup>3</sup>（うち乾燥材）</span> <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ チップ（製紙用） <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> <li>・ チップ（発電用） <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></li> </ul> <p style="text-align: right;">合 計 <span style="float: right;">m<sup>3</sup></span></p>
3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況	別紙のとおり
4 分別管理、GHG 関連情報管理等及び文書管理方針書	別紙のとおり
5 その他	

※ 素材生産、製材・木材加工及び製品流通について、2業態以上の業態を有する場合は、それぞれの様式について作成すること。



(方針書の例示) GHG 関連情報がない場合

## 分別管理及び文書管理方針書

合法産業株式会社  
令和 年 月 日

本方針書は、岩手県木材産業協同組合が作成した「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に関する岩手県木材産業協同組合行動規範（平成 24 年 8 月 31 日）」を受け、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスとして証明された製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

### (適用範囲)

本方針書は当社（製材、木材加工、チップ）工場等において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品（チップ製品）等の取扱に当たって適用する。

### (分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行う。

### (分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、証明書（納品書等による証明）により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれ土場を区分する。（それぞれの保管場所を標識（テープ）で区分する。）
- ・ 加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製品と、それ以外の木材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれ保管場所を区分する。（それぞれの保管場所を標識等により区分する。）

### (書類管理)

- ・ 書類管理を適切に行うため、△△△△（氏名）を書類管理責任者として定める。
- ・ 書類管理責任者は、証明材とそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材の入・出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

※ 業態に応じて、適宜変更のこと。

(方針書の例示) GHG 関連情報がある場合

## 分別管理、GHG 関連情報管理等及び文書管理方針書

合法産業株式会社  
令和 年 月 日

本方針書は、岩手県木材産業協同組合が作成した「合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に関する岩手県木材産業協同組合行動規範（平成 24 年 8 月 31 日）」を受け、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスとして証明された製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下「GHG 関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

### (適用範囲)

本方針書は当社（製材、木材加工、チップ）工場等において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品（チップ製品）等の取扱に当たって適用する。

### (分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理・GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行う。

### (分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、証明書（納品書等による証明）により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれ土場を区分する。（それぞれの保管場所を標識（テープ）で区分する。）
- ・加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製品と、それ以外の木材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれ保管場所を区分する。（それぞれの保管場所を標識等により区分する。）

### (GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック 最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5

年間保存する。

(書類管理)

- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

※ 業態に応じて、適宜変更のこと。

## 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給事業者認定書

令和 年 月 日

様

岩手県木材産業協同組合  
理事長

平成 年 月 日付けで申請のありました合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス供給に係る事業者認定申請について、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る供給事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

(GHG関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合)

今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号：岩木産協〇〇号

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(GHG 対応の認証をした場合)

現行 岩木産協〇〇号  
GHG 認証後 岩木産協〇〇G号

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

## 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明書

様

(GHG 対応の認証をした場合)	
現行	岩木産協〇〇号
GHG 認証後	岩木産協〇〇G号

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

### 記

1. 樹 種 :
2. 品 目 (注③) :
3. 数 量 (注④) :
4. その他の必要事項
5. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐等由来の木質バイオマス」場合
  - (1) 間伐材等由来の木質バイオマスの種類 (間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画書対象森林から出材された木材のいずれか記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載)
  - (2) 伐採許可 (届出) 年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
  - (3) 物件 (森林) の所在地
  - (4) 樹種
  - (5) 数量

※伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付、また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届

6. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- 林地残材等
- その他伐採木

（2）原料輸送区分

- トラック最大積載量： 1 t 車以上    2 t 車以上  
 4 t 車以上    10 t 車以上    20 t 車以上
- 輸送距離： 10km以下    20km以下    30km以下    40km以下    50km以下  
 100km以下    150km以下    200km以下    300km以下
- ※50kmを超える場合[     km]（10km単位を切り上げた距離を記載）

（注）

- 1 上述1～4の項目に○で明記すること。
- 2 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に必要な情報（団体認定番号、合法木材、間伐材、間伐材由来バイオマス及び一般木質バイオマスである等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- 3 丸太、製材、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。
- 4 商取引上の単位（m<sup>3</sup>、本、kg、枚、tなど）にて記述して下さい。

別記3-2 (加工・流通段階における間伐等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例)

番 号  
令和 年 月 日

## 合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明書

様

(GHG 対応の認証をした場合)	
現行	岩木産協〇〇号
GHG 認証後	岩木産協〇〇G号

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹 種 :
2. 品 目 (注③) :
3. 数 量 (注④) :
4. その他の必要事項
5. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)  
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：4 t 車以上 10 t 車以上 20 t 車以上
- 輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下  
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

(注)

- 1 上述1～4の項目に○で明記すること。
- 2 本様式による証明書を作成に代えて、既存の納品書等に~~上述の~~必要な情報（団体認定番号、合法木材、間伐材、間伐材由来バイオマス及び一般木質バイオマスである等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- 3 丸太、製材、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。
- 4 商取引上の単位（m<sup>3</sup>、本、kg、枚、tなど）にて記述して下さい。

岩手県木材産業協同組合  
理事長 様

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
団体認定番号：岩木産協

### 合法木材、間伐材及び発電用木質バイオマスの証明された木材・木材製品等の取扱実績報告

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

#### 記

1 期間	令和○年4月1日～ 令和○年3月31日
2 木材・木製品の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 $m^3$ 木製品等出荷量 $m^3$
3 2のうち 合法木材と証明されたもの （発電用の木質バイオマスを除く）	原木（原料）入荷量 $m^3$ 木製品等出荷量 $m^3$
4 2のうち 間伐材の証明されたもの	原木（原料）入荷量 $m^3$ 木製品等出荷量 $m^3$
5 2のうち 間伐材等由来木質バイオマス であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 $m^3$ チップ等出荷量 $m^3$
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 $m^3$ チップ等出荷量 $m^3$
6 2のうち 一般木質バイオマスであると 証明されたもの	原木（原料）入荷量 $m^3$ チップ等出荷量 $m^3$
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量 $m^3$ チップ等出荷量 $m^3$

#### 注)

- 1 原木（原料）入荷量よりも木製品等出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。（チップの場合を除く）
- 2 別記4、別記4-2の付表を添付してください。

別記4の付表

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明された木材・木材製品及び取扱実績内訳

令和 年度（令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日）

業 種		木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち 合法木材と証明されたもの(発電用の木質バイオマスを除く)		うち 間伐材の証明されたもの		うち 間伐材等由来の木質バイオマスであると証明されたもの(発電利用)		うち 一般木質バイオマスであると証明されたもの(発電利用)	
		原木(原料) 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木(原料) 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木(原料) 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木(原料) 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木(原料) 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>
素材生産											
素材流通											
木材加工	チップ										
	製材										
	合板										
	集成材										
	木質ボード類										
	その他										
木材流通	製材										
	合板・ボード類										
	集成材										
	その他										
その他											
計											

(注) 1 複数業種の品目を取り扱っている場合は、各業種の数量を記載する。

2 小数点以下は、四捨五入してください。

3 「うち・・・」とは、「木材・木材製品の取扱量(総数)」の内数。

4 発電利用に供する木質バイオマスは、「間伐材等由来」と「一般」に区分して記載する。別記4の付表

別記 4-2 GHG 関連情報を伴う場合

合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明された木材・木材製品及び取扱実績内訳

令和 年度（令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 31 日）

業 種	間伐材等由来の木質バイオマスであると証明されたもの（発電利用）		うち、GHG関連情報を伴うもの		一般木質バイオマスであると証明されたもの（発電利用）		うち、GHG関連情報を伴うもの			
	原木（原料） 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木（原料） 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木（原料） 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>	原木（原料） 入荷量 m <sup>3</sup>	木材製品等 出荷量 m <sup>3</sup>		
素材生産										
素材流通										
木材加工	チップ									
	製材									
	合板									
	集成材									
	木質ボード類									
	その他									
木材流通	製材									
	合板・ボード類									
	集成材									
	その他									
その他										
計										

- (注) 1 複数業種の品目を取り扱っている場合は、各業種の数量を記載する。  
 2 小数点以下は、四捨五入してください。  
 3 「うち・・・」とは、「木材・木材製品の取扱量（総数）」の内数。  
 4 発電利用に供する木質バイオマスは、「間伐材等由来」と「一般」に区分して記載する。



合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマス  
供給認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

岩手県木材産業協同組合  
理事長

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法木材、間伐材及び発電利用木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定により、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号
- 2 事業者の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業者の所在地
- 5 取消の理由